

虐待防止委員会設置要綱

社会福祉法人 南高愛隣会

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員会は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、虐待防止委員会の担当役員とする。
- 2) 委員会は、中立・公正の客観的立場としての外部委員と内部委員で構成する。
- 3) 外部委員は、利用者の代表、家族、弁護士、教育者、有識者で構成する。
- 4) 内部委員は、事業種別の管理者級の法人職員で構成する。
- 5) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低3回以上開催する。
- 2) 委員会の開催の必要があるときは、委員長が召集し開催する。
- 3) 委員は、委員長に対し委員会の開催を求めることができる。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、法人内各事業所の虐待防止責任者と連携し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 委員会は、虐待防止マニュアルを作成し、必要に応じて改定を行う。
- 3) 虐待防止マニュアルを職員に周知するとともに、定期的な見直しを行う。
- 4) 虐待防止マニュアルに従い、調査を必要あるごとに実施する。
- 5) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、利用者の安全を確保し、再発防止の対応策を当該事業所の虐待防止責任者と連携し講じるものとする。
- 6) 研修担当役員又は法人本部総務企画課と調整し、虐待防止に係る研修を年2回以上行うこととする。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より障害福祉に関する関係諸法の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会や機関とも連携をとり、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会等と協議し、協働で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- 4) 委員会には、事務局を置かなければならない。尚、事務局は法人本部総務企画課内に置く。

(事務局の役割)

第6条 事務局の役割は次のとおりとする。

- 1) 委員会資料の作成及び会議録の整備
- 2) 内部委員との協働での虐待防止マニュアル（案）の作成
- 3) チェックリストの整備及び集計・管理
- 4) 虐待防止に係る情報発信及び周知・徹底のための内部通知の実施
- 5) 虐待防止に係る研修企画と実施
- 6) 法人調査室と連携した初期調査（インテーク調査）の補佐

(補則)

第7条 この設置要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長又は事務局が提起し、委員会で定める。

附則

- ・この要綱は、平成25年3月20日より施行する。